

建築基準法施行規則等の一部を改正する省令案新旧対照条文（建築基準法の一部改正関係）
 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（確認申請書の様式）</p> <p>第一条の三 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、別記第二号様式による正本及び副本に、それぞれ、法第六条第一項第四号に掲げる建築物については次の表一の(イ)項に掲げる図書を、同項第一号に掲げる建築物については同表の(ロ)項及び(ハ)項に掲げる図書を、同項第二号及び第三号に掲げる建築物については同表の(イ)項、(ロ)項及び(ハ)項に掲げる図書（用途変更の場合においては同表の(イ)項に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては同表の(イ)項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。）を添えたもの並びに別記第三号様式による建築計画概要書とし、これらの図書のほか、さらに、法第三十五条の二の規定により内装の制限を受ける建築物又は内装の制限を受ける調理室等を有する建築物については次の表一の(ロ)項に掲げる図書を、法第五十二条第七項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第六項の規定による限度を超</p>	<p>（確認申請書の様式）</p> <p>第一条の三 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、別記第二号様式による正本及び副本に、それぞれ、法第六条第一項第四号に掲げる建築物については次の表一の(イ)項に掲げる図書を、同項第一号に掲げる建築物については同表の(ロ)項及び(ハ)項に掲げる図書を、同項第二号及び第三号に掲げる建築物については同表の(イ)項、(ロ)項及び(ハ)項に掲げる図書（用途変更の場合においては同表の(イ)項に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては同表の(イ)項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。）を添えたもの並びに別記第三号様式による建築計画概要書とし、これらの図書のほか、さらに、法第三十五条の二の規定により内装の制限を受ける建築物又は内装の制限を受ける調理室等を有する建築物については次の表一の(ロ)項に掲げる図書を、法第五十二条第六項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項及び第五項の規定による限度を超えるもの</p>

えるものである建築物については用途変更の場合を除き同表の(四)項に掲げる図書を、法第五十二条第八項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第六項の規定による限度を超えるものである建築物については用途変更の場合を除き同表の(八)項に掲げる図書を、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(七)項に掲げる図書を、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(九)項に掲げる図書を、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(リ)項に掲げる図書を、法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については用途変更の場合を除き同表の(ロ)項に掲げる図書を、次の表二及び表三の(イ)欄各項に該当する建築物についてはそれぞれ表二及び表三の(ロ)欄の当該各項に掲げる図書(用途変更の場合においては表二の(一)項及び(二)項並びに表三の(一)項の構造計算の計算書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては表二の(一)項及び(二)項並びに表三の(一)項の構造計算の計算書並びに同表の(二)項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。()を添えたものとする。ただし、表一の(イ)項、(ロ)項、(ハ)項、(ニ)項、(五)項、(リ)項又は(ロ)項に掲げる図書は、併せて作成することができる

である建築物については用途変更の場合を除き同表の(四)項に掲げる図書を、法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については用途変更の場合を除き同表の(八)項に掲げる図書を、次の表二及び表三の(イ)欄各項に該当する建築物についてはそれぞれ表二及び表三の(ロ)欄の当該各項に掲げる図書(用途変更の場合においては表二の(一)項及び(二)項並びに表三の(一)項の構造計算の計算書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては表二の(一)項及び(二)項並びに表三の(一)項の構造計算の計算書並びに同表の(二)項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。()を添えたものとする。ただし、表一の(イ)項、(ロ)項又は(ハ)項に掲げる図書は、併せて作成することができる。

	(ハ)	(ホ)	(ニ) ~ (イ)	
令第三百二十五条	道路の配置図	「有効な部分」として有効な部分」という。」の配置図	略	図書の種類
縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における道路高さ制限適合建築物の位置、擁壁	の直近の端までの延長	縮尺、方位、敷地境界線、前面道路及び前面道路が接続する法第五十二条第八項の特定道路の位置及び幅員並びに当該特定道路から敷地が接する前面道路の部分の直近の端までの延長	略	明示すべき事項

	(ハ)	(ホ)	(ニ) ~ (イ)	
	道路の配置図		略	図書の種類
	の直近の端までの延長	縮尺、方位、敷地境界線、前面道路及び前面道路が接続する法第五十二条第六項の特定道路の位置及び幅員並びに当該特定道路から敷地が接する前面道路の部分の直近の端までの延長	略	明示すべき事項

	(5)	(2)
<p>令第百三十五条の八第一項第一号の規定により</p>	<p>令第百三十五条の七第一項第一号に規定する隣地高さ制限適合建築物（以下「隣地高さ制限適合建築物」という。）の配置図</p>	<p>の六第一項第一号に規定する道路高さ制限適合建築物（以下「道路高さ制限適合建築物」という。）の配置図</p>
<p>縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における北側高さ制限適合建築物の位置、擁壁の位置、土地の高低、高低差区分区域の</p>	<p>縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における隣地高さ制限適合建築物の位置、擁壁の位置、土地の高低、令第百三十五条の七第三項に規定する高低差区分区域（以下「高低差区分区域」という。）の境界線、隣地高さ制限適合建築物の各部分の高さ、敷地の接する道路の位置、令第百三十五条の十の規定により定める位置並びに申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物について当該位置ごとに算定した天空率</p>	<p>の位置、土地の高低、道路高さ制限適合建築物の各部分の高さ、敷地の接する道路の位置及び幅員、令第百三十五条の九の規定により定める位置並びに申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物について当該位置ごとに算定した天空率（以下同じ。）</p>

(ぬ)	(り)
略	想定する建築物 (以下「北側高 さ制限適合建築 物」という。) の配置図
略	境界線、北側高さ制限適合建築物の各部 分の高さ、敷地の接する道路の位置、令 第三百三十五条の十一の規定により定める 位置並びに申請に係る建築物及び北側高 さ制限適合建築物について当該位置こと に算定した天空率

二・三 略

2 法第五十三條の二第三項（法第五十七條の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により建築物の敷地面積の最低限度に関する制限の適用がないとされる土地に建築する建築物に係る確認の申請書にあつては、現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨を証する書面を添えるものとする。

3 15 略

（許可申請書及び許可通知書の様式）

第十條の四 法第四十三條第一項ただし書、法第四十四條第一項第二号若しくは第四号、法第四十七條ただし書、法第四十八條第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書若しくは第十二項ただし

(ハ)	
略	
略	

二・三 略

2 法第五十四條の二（第三項法第五十七條の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により建築物の敷地面積の最低限度に関する制限の適用がないとされる土地に建築する建築物に係る確認の申請書にあつては、現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨を証する書面を添えるものとする。

3 15 略

（許可申請書及び許可通知書の様式）

第十條の四 法第四十三條第一項ただし書、法第四十四條第一項第二号若しくは第四号、法第四十七條ただし書、法第四十八條第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書若しくは第十二項ただし

書（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）
、法第五十一条ただし書（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）
、法第五十二条第九項、第十項若しくは第十三項、法第五十三条第四項若しくは第五項第三号、法第五十三条の二第二項第三号若しくは第四号（法第五十七条の二第三項において準用する場合を含む。）
、法第五十五条第三項各号、法第五十六条の二第一項ただし書、法第五十九条第一項第三号若しくは第四項、法第五十九条の二第一項、法第六十条の二第一項第三号、法第六十八条の三第四項、法第六十八条の五の二第二項、法第六十八条の七第五項又は法第八十五条第三項若しくは第四項の規定（以下この条において「許可関係規定」という。）による許可を申請しようとする者は、別記第四十三号様式（法第八十五条第三項又は第四項の規定による許可の申請にあつては別記第四十四号様式）による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

（認定申請書及び認定通知書の様式）

第十条の四の二 法第四十四条第一項第三号、法第五十五条第二項、法第五十七条第一項、法第六十八条の三第一項から第三項まで、法第六十八条の四第一項、法第六十八条の五の四第一項若しくは第二項、法第六十八条の五の五、法第八十六条の六第二項又は令第三百三十一条の二第二項若しくは第三項の規定（以下この条において「認定関係規定

書（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）
、法第五十一条ただし書（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）
、法第五十二条第七項、第八項若しくは第十一項、法第五十三条第四項若しくは第五項第三号、法第五十四条の二第二項第二号（法第五十七条の二第三項において準用する場合を含む。）
、法第五十五条第三項各号、法第五十六条の二第一項ただし書、法第五十九条第一項第三号若しくは第四項、法第五十九条の二第一項、法第六十条の二第一項第三号、法第六十八条の四第四項、法第六十八条の五第二項、法第六十八条の七第五項又は法第八十五条第三項若しくは第四項の規定（以下この条において「許可関係規定」という。）による許可を申請しようとする者は、別記第四十三号様式（法第八十五条第三項又は第四項の規定による許可の申請にあつては別記第四十四号様式）による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

（認定申請書及び認定通知書の様式）

第十条の四の二 法第四十四条第一項第三号、法第五十五条第二項、法第五十七条第一項、法第六十八条の三第一項、第四項若しくは第五項、法第六十八条の四第一項から第三項まで、法第六十八条の五第一項、法第八十六条の六第二項又は令第三百三十一条の二第二項若しくは第三項の規定（以下この条において「認定関係規定」という。）による

「という。」による認定を申請しようとする者は、別記第四十八号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

2・3 略

(一定の複数建築物に対する制限の特例に係る認定又は許可の申請等)

第十条の十六 法第八十六条第一項又は第二項の規定による認定の申請をしようとする者は、別記第六十一号様式による申請書の正本及び副本に、同条第三項又は第四項の規定による許可の申請をしようとする者は、別記第六十一号の二様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

一 次の表の(イ)項に掲げる図書及び法第五十二条第八項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第六項の規定による限度を超えるものである建築物については(ロ)項に掲げる図書、法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については(ハ)項に掲げる図書。ただし、これらの図書は併せて作成することができる。

	(イ)	図書の種類
	略	
縮尺、方位、申請区域の境界線、申請区	略	明示すべき事項

認定を申請しようとする者は、別記第四十八号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

2・3 略

(一定の複数建築物に対する制限の特例に係る認定の申請等)

第十条の十六 法第八十六条第一項又は第二項の規定による認定の申請をしようとする者は、別記第六十一号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

一 次の表の(イ)項に掲げる図書及び法第五十二条第六項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項及び第五項の規定による限度を超えるものである建築物については(ロ)項に掲げる図書、法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については(ハ)項に掲げる図書。ただし、これらの図書は併せて作成することができる。

	(イ)	図書の種類
	略	
縮尺、方位、申請区域の境界線、申請区	略	明示すべき事項

(3)	道路の配置図	域の接する前面道路及び前面道路が接続する法第五十二条第八項の特定道路の位置及び幅員並びに当該特定道路から申請域が接する前面道路の部分の直近の端までの延長
(は)	略	略

二 略

三 法第八十六条第一項若しくは第二項の規定による認定の申請をしようとする者又は同条第三項若しくは第四項の規定による許可の申請をしようとする者以外に同条第六項に規定する対象区域（以下「対象区域」という。）内の土地について所有権又は借地権を有する者がある場合においては、これらの者の同意を得たことを証する書面

四 略

2 法第八十六条の二第一項の規定による認定の申請をしようとする者は、別記第六十一号様式による申請書の正本及び副本に、同条第二項又は第三項の規定による許可の申請をしようとする者は、別記第六十一号の二様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

一 前項第一号の表の(イ)項に掲げる図書及び法第五十二条第八項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第六項の規定による限度を超えるも

(3)	道路の配置図	域の接する前面道路及び前面道路が接する法第五十二条第六項の特定道路の位置及び幅員並びに当該特定道路から申請域が接する前面道路の部分の直近の端までの延長
(は)	略	略

二 略

三 法第八十六条第一項又は第二項の規定による認定の申請をしようとする者以外に同条第三項に規定する対象区域（以下「対象区域」という。）内の土地について所有権又は借地権を有する者がある場合に おいては、これらの者の同意を得たことを証する書面

四 略

2 法第八十六条の二第一項の規定による認定の申請をしようとする者は、別記第六十一号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

一 前項第一号の表の(イ)項に掲げる図書及び法第五十二条第六項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項及び第五項の規定による限度を超えるものである

のである建築物については同表の(3)項に掲げる図書、法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については同表の(4)項に掲げる図書。ただし、これらの図書は併せて作成することができる。

二 法第八十六条の二第一項の規定による認定の申請をしようとする者以外に公告認定対象区域内にある土地について所有権又は借地権を有する者がある場合又は同条第三項の規定による許可の申請をしようとする者以外に公告許可対象区域内にある土地について所有権又は借地権を有する者がある場合においては、これらの者に対する当該申請に係る建築物の計画に関する説明のために講じた措置を記載した書面

三 略

3 法第八十六条の二第二項の規定による許可の申請をしようとする者は、別記第六十一号の様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

一 第一項第一号の表の(1)項に掲げる図書及び法第五十二条第八項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第六項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(3)項に掲げる図書、法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については同表の(4)項に掲げる図書。ただし、これらの図書は併せて

建築物については同表の(3)項に掲げる図書、法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については同表の(4)項に掲げる図書。ただし、これらの図書は併せて作成することができる。

二 法第八十六条の二第一項の規定による認定の申請をしようとする者以外に法第八十六条第八項に規定する公告対象区域内の土地について所有権又は借地権を有する者がある場合においては、これらの者に対する当該申請に係る建築物の計画に関する説明のために講じた措置を記載した書面

三 略

作成することができる。

二 法第八十六条の第二項の規定による許可の申請をしようとする者以外に公告認定対象区域内にある土地について所有権又は借地権を有する者がある場合においては、これらの者の同意を得たことを証する書面

三 前二号に定めるもののほか、特定行政庁が規則で定めるもの

4 特定行政庁は、法第八十六条第一項若しくは第二項又は法第八十六条の第二項の規定による認定（次項において「認定」という。）をしたときは、別記第六十二号様式による通知書に、法第八十六条第三項若しくは第四項又は法第八十六条の第二項若しくは第三項の規定による許可（次項において「許可」という。）をしたときは、別記第六十二号の二様式による通知書に、第一項又は前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

5 特定行政庁は、認定をしないときは、別記第六十三号様式による通知書に、許可をしないときは、別記第六十三号の二様式による通知書に、第一項、第二項又は第三項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

（一定の一団の土地の区域内の現に存する建築物を前提として総合的見地からする設計の基準）

第十条の十七 法第八十六条第二項及び第四項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

3 特定行政庁は、法第八十六条第一項若しくは第二項又は法第八十六条の第二項の規定による認定（次項において「認定」という。）をしたときは、別記第六十二号様式による通知書に、第一項又は前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

4 特定行政庁は、認定をしないときは、別記第六十三号様式による通知書に、第一項又は第二項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

（一定の一団の土地の区域内の現に存する建築物を前提として総合的見地からする設計の基準）

第十条の十七 法第八十六条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 対象区域内の各建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、当該各建築物の避難及び通行の安全の目的を達するために十分な幅員を有する通路であつて、道路に通ずるものを設けること。

二 対象区域内の各建築物の外壁の開口部の位置及び構造は、当該各建築物間の距離に応じ、防火上適切な措置が講じられること。

三 対象区域内の各建築物の各部分の高さに応じ、当該対象区域内に採光及び通風上有効な空地等を確保すること。

四 対象区域内に建築する建築物の高さは、当該対象区域内の他の各建築物の居住の用に供する部分に対し、当該建築物が存する区域における法第五十六条の二の規定による制限を勘案し、これと同程度に日影となる部分を生じさせることのないものとする。

(対象区域内の各建築物の位置及び構造に関する計画)

第十条の十八 法第八十六条第六項の規定による対象区域内の各建築物の位置及び構造に関する計画は、同条第一項又は第二項の規定による認定の申請をしようとする者は別記第六十四号様式による計画書に、同条第三項又は第四項の規定による許可の申請をしようとする者は別記第六十四号の二様式による計画書に、記載するものとする。

(一定の複数建築物に対する制限の特例の認定又は許可に関する公告事項等)

一 対象区域内の各建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、当該各建築物の避難及び通行の安全の目的を達するために十分な幅員を有する通路であつて、道路に通ずるものを設けること。

二 対象区域内の各建築物の外壁の開口部の位置及び構造は、当該各建築物間の距離に応じ、防火上適切な措置が講じられること。

三 対象区域内の各建築物の各部分の高さに応じ、当該対象区域内に採光及び通風上有効な空地等を確保すること。

四 対象区域内に建築する建築物の高さは、当該対象区域内の他の各建築物の居住の用に供する部分に対し、当該建築物が存する区域における法第五十六条の二の規定による制限を勘案し、これと同程度に日影となる部分を生じさせることのないものとする。

(対象区域内の各建築物の位置及び構造に関する計画)

第十条の十八 法第八十六条第三項の規定による対象区域内の各建築物の位置及び構造に関する計画は、別記第六十四号様式による計画書に記載するものとする。

(一定の複数建築物に対する制限の特例の認定に関する公告事項等)

第十条の十九 法第八十六条第八項の国土交通省令で定める公告事項は、公告に係る対象区域を縦覧に供する場所とする。

2 法第八十六条第八項の国土交通省令で定める縦覧事項は、前条の計画書に記載すべき事項とする。

(一定の複数建築物に対する制限の特例の認定又は許可に係る公告の方法)

第十条の二十 法第八十六条第八項及び法第八十六条の二第六項の規定による公告は、公報への掲載その他特定行政庁が定める方法により行うものとする。

(認定又は許可の取消しの申請等)

第十条の二十一 法第八十六条の五第二項の規定による認定の取消し(以下この条において「認定の取消し」という。)の申請をしようとする者は、別記第六十五号様式による申請書の正本及び副本に、法第八十六条の五第三項の規定による許可の取消し(以下この条において「許可の取消し」という。)の申請をしようとする者は、別記第六十五号の二様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

一 次の表の(イ)項に掲げる図書並びに取消しの申請に係る法第八十六条第十項に規定する公告対象区域(以下「取消対象区域」という。)

第十条の十九 法第八十六条第六項の国土交通省令で定める公告事項は、公告に係る対象区域を縦覧に供する場所とする。

2 法第八十六条第六項の国土交通省令で定める縦覧事項は、前条の計画書に記載すべき事項とする。

(一定の複数建築物に対する制限の特例の認定に係る公告の方法)

第十条の二十 法第八十六条第六項及び法第八十六条の二第二項の規定による公告は、公報への掲載その他特定行政庁が定める方法により行うものとする。

(認定の取消しの申請等)

第十条の二十一 法第八十六条の五第二項の規定による認定の取消し(以下この条において「取消し」という。)の申請をしようとする者は、別記第六十五号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

一 次の表の(イ)項に掲げる図書並びに取消しの申請に係る法第八十六条第八項に規定する公告対象区域(以下「取消対象区域」という。)

（内の各建築物について次の表の(3)項に掲げる図書及び法第五十二条第七項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第六項の規定による限度を超えるものである建築物については(4)項に掲げる図書、法第五十二条第八項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第六項の規定による限度を超えるものである建築物については(5)項に掲げる図書、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(4)項に掲げる図書、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(5)項に掲げる図書、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(6)項に掲げる図書、法第五十六条第二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については(5)項に掲げる図書。ただし、(1)項、(2)項、(3)項、(4)項、(5)項又は(6)項に掲げる図書は併せて作成することができる。

	(3) ・ (1)	図書の種類
道路に接して有	略	
第七項第二号に規定する空地の面積、道	縮尺、方位、敷地境界線、法第五十二条	明示すべき事項
		略

（内の各建築物について次の表の(3)項に掲げる図書及び法第五十二条第六項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項及び第五項の規定による限度を超えるものである建築物については(4)項に掲げる図書、法第五十六条第二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については(5)項に掲げる図書。ただし、(1)項、(2)項又は(3)項に掲げる図書は併せて作成することができる。

	(3) ・ (1)	図書の種類
	略	
		明示すべき事項
		略

(ア)	(イ)	(ロ)	(ハ)
隣地高さ制限適合建築物の配置	道路高さ制限適合建築物の配置	道路の位置図	効な部分の配置
縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における隣地高さ制限適合建築物の位置、擁壁の位置、土地の高低、高低差区分区域の境界線、隣地高さ制限適合建築物の各部分の高さ、敷地の接する道路の位置、令	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における道路高さ制限適合建築物の位置、擁壁の位置、土地の高低、道路高さ制限適合建築物の各部分の高さ、敷地の接する道路の位置及び幅員、令第百三十五条の規定により定める位置並びに申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物について当該位置ごとに算定した天空率	縮尺、方位、申請区域の境界線、申請区域の接する前面道路及び前面道路が接続する法第五十二条第八項の特定道路の位置及び幅員並びに当該特定道路から申請区域が接する前面道路の部分の直近の端までの延長	路に接して有効な部分の面積及び位置、敷地内における工作物の位置並びに敷地の接する道路の位置

	(ロ)	
	道路の位置図	
	縮尺、方位、申請区域の境界線、申請区域の接する前面道路及び前面道路が接続する法第五十二条第六項の特定道路の位置及び幅員並びに当該特定道路から申請区域が接する前面道路の部分の直近の端までの延長	

(5) 略	略	(㉔) 北側高さ制限適合建築物の配置	略	図	<p>第三百三十五条の十の規定により定める位置並びに申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物について当該位置ごとに算定した天空率</p> <p>縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における北側高さ制限適合建築物の位置、擁壁の位置、土地の高低、高低差区分区域の境界線、北側高さ制限適合建築物の各部分の高さ、敷地の接する道路の位置、令</p> <p>第三百三十五条の十一の規定により定める位置並びに申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物について当該位置ごとに算定した天空率</p>
-------	---	--------------------	---	---	--

二・三 略

2 特定行政庁は、認定の取消しをしたときは、別記第六十六号様式による通知書に、許可の取消しをしたときは、別記第六十六号の二様式による通知書に、前項の申請書の副本及びその添付図書を沿えて、申請者に通知するものとする。

3 特定行政庁は、認定の取消しをしないときは、別記第六十七号様式による通知書に、許可の取消しをしないときは、別記第六十七号の二様式による通知書に、第一項の申請書の副本及びその添付書類を添え

(㉕) 略	略				
-------	---	--	--	--	--

二・三 略

2 特定行政庁は、取消しをしたときは、別記第六十六号様式による通知書に、前項の申請書の副本及びその添付図書を沿えて、申請者に通知するものとする。

3 特定行政庁は、認定の取消しをしないときは、別記第六十七号様式による通知書に、第一項の申請書の副本及びその添付書類を添えて、申請者に通知するものとする。

て、申請者に通知するものとする。

(フレキシブルディスクによる手続)

第十一条の三 特定行政庁が指定した区域内においては、次の表の(イ)欄に掲げる申請書、届出書、届出又は計画書については、(3)欄に掲げる書類又は図書に代えて、(ハ)欄に掲げる様式により当該書類又は図書に明示すべき事項を記録したフレキシブルディスクによることができる。

(イ)	略	略	略
(3)	略	略	略
(ハ)	略	略	略

(フレキシブルディスクによる手続)

第十一条の三 特定行政庁が指定した区域内においては、次の表の(イ)欄に掲げる申請書、届出書、届出又は計画書については、(3)欄に掲げる書類又は図書に代えて、(ハ)欄に掲げる様式により当該書類又は図書に明示すべき事項を記録したフレキシブルディスクによることができる。

(イ)	略	略	略
(3)	略	略	略
(ハ)	略	略	略

	、第二面及び第三面に よる書類	
第十条の十八の 計画書（認定に 係るものに限る 。）	別記第六十四号様式の 第一面による書類	別記第九十二号様式
第十条の十八の 計画書（許可に 係るものに限る 。）	別記第六十四号の様 式の第一面による書類	別記第九十二号の様 式
第十条の二十一 第一項の申請書 （認定に係るも のに限る。）	別記第六十五号様式の 第一面（「申請者の欄 」、「既認定番号の欄 」及び「建築物の数の 欄」に記載すべき事項 に係る部分に限る。） 、第二面及び第三面に よる書類	別記第九十三号様式
第十条の二十一 第一項の申請書 （許可に係るも の）	別記第六十五号の様 式の第一面（「申請者 の欄」、「既許可番号 の欄」、「既許可番号 の欄」）	別記第九十三号の様 式

第十条の十八の 計画書	別記第六十四号様式の 第一面による書類	別記第九十二号様式
第十条の二十一 第一項の申請書	別記第六十五号様式の 第一面（「申請者の欄 」、「既認定番号の欄 」及び「建築物の数の 欄」に記載すべき事項 に係る部分に限る。） 、第二面及び第三面に よる書類	別記第九十三号様式

<p style="text-align: right;">) のに限る。</p> <p style="text-align: center;">の欄」及び「建築物の数の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。</p> <p style="text-align: center;">。)、第二面及び第三面による書類</p>	<p style="text-align: right;">2 略</p> <p style="text-align: center;">(権限の委任)</p> <p>第十二条 法(第六条の二第二項(第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)、第七条の二第一項(第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。))及び第四章の二第二節を除く。)、令及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第二号から第四号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。</p> <p style="text-align: center;">一 五 略</p> <p>六 法第六十八条の二第五項の規定による承認をすること。</p> <p style="text-align: center;">七 九 略</p>
<p style="text-align: right;">2 略</p>	<p style="text-align: center;">(権限の委任)</p> <p>第十二条 法(第六条の二第二項(第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)、第七条の二第一項(第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。))及び第四章の二第二節を除く。)、令及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第二号から第四号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。</p> <p style="text-align: center;">一 五 略</p> <p style="text-align: center;">六 八 略</p>

第二条 略

2 略

3 法第五条第三項第三号に掲げる基準に適合するものとして同項の計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画について同条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、第一項又は前項の認定の申請書の正本及び副本並びに別記第四号様式の正本及び副本に、それぞれ、建築基準法第六条第一項第一号に掲げる建築物については建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の第三項の表一の(イ)項及び(ロ)項に掲げる図書を、建築基準法第六条第一項第二号及び第三号に掲げる建築物については建築基準法施行規則第一条の三第一項の表一の(イ)項、(ロ)項及び(ハ)項に掲げる図書並びに同条第一項の表二の(二)項(3)欄に掲げる図書を、これらの建築物以外の建築物については建築基準法施行規則第一条の三の表一の(イ)項に掲げる図書を添えて、これらの図書のほか、さらに、建築基準法第三十五条の二の規定により内装の制限を受ける建築物又は内装の制限を受ける調理室等（建築基準法施行令第二百二十八条の四第四項に規定する内装の制限を受ける調理室等をいう。）を有する建築物については同表の(ロ)項に掲げる図書を、建築基準法第五十二条第七項の規定によりその延べ面積の敷地面積に対する割合が同項の規定の適用がないとした場合に於ける同条第一項、第二項及び第六項の規定による限度を超えるもの

第二条 略

2 略

3 法第五条第三項第三号に掲げる基準に適合するものとして同項の計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画について同条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、第一項又は前項の認定の申請書の正本及び副本並びに別記第四号様式の正本及び副本に、それぞれ、建築基準法第六条第一項第一号に掲げる建築物については建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の第三項の表一の(イ)項及び(ロ)項に掲げる図書を、建築基準法第六条第一項第二号及び第三号に掲げる建築物については建築基準法施行規則第一条の三第一項の表一の(イ)項、(ロ)項及び(ハ)項に掲げる図書並びに同条第一項の表二の(二)項(3)欄に掲げる図書を、これらの建築物以外の建築物については同表の(イ)項に掲げる図書を添えて、これらの図書のほか、さらに、建築基準法第三十五条の二の規定により内装の制限を受ける建築物又は内装の制限を受ける調理室等（建築基準法施行令第二百二十八条の四第四項に規定する内装の制限を受ける調理室等をいう。）を有する建築物については建築基準法施行規則第一条の三第一項の表一の(ロ)項に掲げる図書を、建築基準法第五十二条第五項の規定によりその延べ面積の敷地面積に対する割合が同項の規定の適用がないとした場合に於ける同条第一項及び第四項の規定による限度を超えるもので

である建築物については同表の(四)項に掲げる図書を、法第五十二条第八項の規定によりその延べ面積に対する敷地面積の割合が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第六項の規定による限度を超えるものである建築物については同表の(八)項に掲げる図書を、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(七)項に掲げる図書を、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(五)項に掲げる図書を、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については同表の(三)項に掲げる図書を、建築基準法第五十六条の二第二項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については同表の(六)項に掲げる図書を、当該計画に建築基準法第八十七条の二の昇降機に係る部分が含まれる場合又は当該計画が同法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物に係るもので建築基準法施行令第四百四十六条第一項第二号に掲げる建築設備に係る部分が含まれる場合においては建築基準法施行規則第四号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに建築基準法施行規則第一条の三第六項の表のそれぞれの項に掲げる図書及び同条第四項の表の(イ)欄(一)項又は(二)項に該当する建築設備が含まれる場合においては(三)欄の当該各項に掲げる図書を、同条第九項の規定に基づき特定行政庁（建築基準法第二十一条第三十二号に定する特定行政庁をいう。）が規則で同法第六条第一項の申請書に添えるべ

ある建築物については建築基準法施行規則第一条の三第一項の表一の(四)項に掲げる図書を、建築基準法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については建築基準法施行規則第一条の三第一項の表一の(八)項に掲げる図書を、当該計画に建築基準法第八十七条の二の昇降機に係る部分が含まれる場合又は当該計画が同法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物に係るもので建築基準法施行令第四百四十六条第一項第二号に掲げる建築設備に係る部分が含まれる場合においては建築基準法施行規則第四号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに建築基準法施行規則第一条の三第六項の表のそれぞれの項に掲げる図書及び同条第四項の表の(イ)欄(一)項又は(二)項に該当する建築設備が含まれる場合においては(三)欄の当該各項に掲げる図書を、同条第九項の規定に基づき特定行政庁（建築基準法第二十一条第三十六号に規定する特定行政庁をいう。）が規則で同法第六条第一項の申請書に添えるべき図書を定めた場合においては当該図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

き図書を定めた場合においては当該図書を添えて、これらを所管行政
庁に提出するものとする。

建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）（抄）（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

（確認検査の方法）

第二十三条 法第七十七条の二十四第一項の国土交通省令で定める方法は、次の各号に掲げる確認又は検査に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 法第六条の二第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認 次に定める方法

イ 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）別記第二号様式の第二面から第五面までに記載すべき事項のほか、次の(1)から(4)までに掲げる事項が記載された図書及び(5)に掲げる図書をもって行うこと。

(1) 略

(4) 略

(5) 法第五十二条第七項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第六項の規定による限度を超えるものである建築物については用途変更の場合を除き(6)項に掲げる明示すべき事項

(6) 法第五十二条第八項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第六項の規定による限度を超えるものである建築物については用途変更の場合を除き同表の(7)項に掲げる明示すべき事項

(7) 法第五十六条第七項の規定の適用により同項第一号に掲げる

（確認検査の方法）

第二十三条 法第七十七条の二十四第一項の国土交通省令で定める方法は、次の各号に掲げる確認又は検査に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 法第六条の二第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認 次に定める方法

イ 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）別記第二号様式の第二面から第五面までに記載すべき事項のほか、次の(1)から(6)までに掲げる事項が記載された図書及び(7)に掲げる図書をもって行うこと。

(1) 略

(4) 略

(5) 法第五十二条第六項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項及び第五項の規定による限度を超えるものである建築物については用途変更の場合を除き同表の(7)項に掲げる明示すべき事項

規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(と)項に掲げる明示すべき事項

(8) 法第五十六条第七項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(ち)項に掲げる明示すべき事項

(9) 法第五十六条第七項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(り)項に掲げる明示すべき事項

・|
・|
略

口 法第五十三条の二第三項（法第五十七条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により建築物の敷地面積の最低限度に関する制限の適用がないとされる土地に建築する建築物の確認にあつては、現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨を証する書面をもつて行うこと。

ハ|ワ 略

一・三 略

2 略

(6)|
(7)|
略

口 法第五十四条の二第三項（法第五十七条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により建築物の敷地面積の最低限度に関する制限の適用がないとされる土地に建築する建築物の確認にあつては、現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨を証する書面をもつて行うこと。

ハ|ワ 略

一・三 略

2 略

被災市街地復興特別措置法施行規則（平成七年建設省令第二号）（抄）（附則第二条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（市街地開発事業に準ずる事業）</p> <p>第三条 法第七條第三項第六号の国土交通省令で定める事業は、住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）による住宅地区改良事業とし、同号の国土交通省令で定める公告、告示等は、住宅地区改良法第八條第一項に規定する告示とする。</p>	<p>（市街地開発事業に準ずる事業）</p> <p>第三条 法第七條第三項第八号の国土交通省令で定める事業は、住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）による住宅地区改良事業とし、同号の国土交通省令で定める公告、告示等は、住宅地区改良法第八條第一項に規定する告示とする。</p>